

# ミツヒロニュース



新緑の季節です。コロナウイルスの影響が深刻な状況にあります。

今必要なことは「力を合わせて感染の広がりを抑えること」そして「寄り添う力」です。ドイツのメルケル首相は、「私達一人ひとりが、どれだけ自制心を持って規則を守れるかにかかっている」と発信しています。国内では環境ジャーナリストの枝廣淳子さんが、別紙「コロナウイルスに負けないために大事な5つのこと」を話されています。ぜひ実行していきたいと思います。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇業績悪化に伴う役員給与の減額
- ◇法人設立ワンストップサービス開始
- ◇老人ホーム入居一時金の贈与
- ◇5月開催セミナー延期のお知らせ
- ◇あとがき  
「仲間が増えました！」  
～新入社員紹介～

## 業績悪化に伴う役員給与の減額

新型コロナウイルス感染症がパンデミックとなり、経済への影響も出ています。この影響で業績が悪化し、社長をはじめとした役員への報酬（以下、役員給与）を期中で減額せざるを得ない法人もあるでしょう。法人税を計算する上で、役員給与は従業員への給与と取扱いが異なります。今回は、法人税における役員給与の基本的な取扱いと、役員給与の減額について確認しましょう。

### 1. 法人税における役員給与とは

#### (1) 法人税における役員

法人税での「役員」は、会社法より範囲が広く、具体的には次のとおりです。

次のいずれかに該当＝法人税における「役員」

- ① 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
- ② 取締役又は理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等
- ③ 合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員
- ④ 人格のない社団等の代表者又は管理人
- ⑤ 法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者
- ⑥ 相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者
- ⑦ 同族会社※の使用人のうち一定割合の株式保有（出資）等をしており、法人の経営に従事している者

（※）株主グループ3つまでの組み合わせで資本金の過半数を占める法人

また、法人税では、取締役部長や取締役工場長等、役員でありながら使用人としての地位を有し、常時

使用人としての職務に従事している者を「使用人兼務役員」といい、その者への給与のうち、使用人部分を除いた給与を役員給与として取扱います。

#### (2) 従業員への給与との違い

従業員と役員との給与の違いは、下表のとおりです。役員給与は、基本的に法人と役員との間で交わされた委任契約に基づき、「職務執行の対価」として支払われるものです。

支払先	支払いの対価（給与）	
	基本的な性質	法人税の計算上損金となる要件
従業員	法人と従業員との間で交わされた雇用契約に基づき、「労働の対価」として支払われるもの	過大なものと認められるなど一部例外を除き、損金として認められる
役員	法人と役員との間で交わされた委任契約に基づき、「職務執行の対価」として支払われるもの	次のいずれかに該当し、高額等でないこと ①定期同額給与 ②事前確定届出給与 ③業績連動給与

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

また、役員給与として法人税の計算上、損金として認められるものは、次の3つのいずれかに限られています。

	概 要
① 定期同額給与	1 か月以下の期間ごとに支給される給与で、その事業年度の各支給時期における支給額又は手取額が同額である給与その他一定の給与
② 事前確定届出給与	①又は③以外で、あらかじめ定めた支給時期や支給額等に基づき支給する給与等（一定の場合を除き税務署へ期限内の届出が必要）
③ 業績連動給与	業務を執行する役員に対して支給する一定の指標等に基づき連動する給与で、一定の要件に該当するもの

なお、上記のいずれかに該当しても、不相当に高額であるなど一定の場合には、損金として認められません。

## 2. 業績悪化による給与の減額

法人の経営状況が著しく悪化したことなどの理由（以下、業績悪化事由）により、その事業年度において給与の減額を行う場合に、支給する役員給与の全額を損金として認めてもらうには、次の点に留意します。

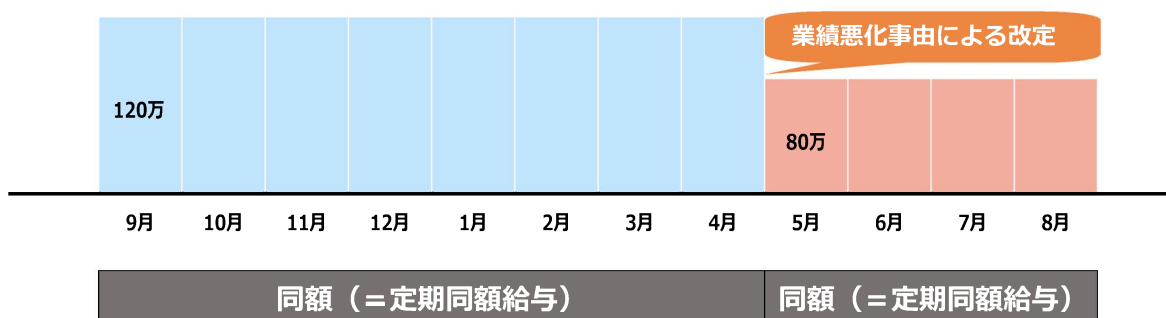
	概 要
① 定期同額給与	その事業年度の各支給時期における支給額又は手取額が改定前と後で各々同額であること
② 事前確定届出給与	減額の決議日から 1 か月を経過する日（それまでに支給日が到来するときは支給日の前日）までに変更の届出を行う

業績悪化による給与の減額について、2つのケースをご用意しました。減額する際の留意点をご確認ください。  
なお、一時的な資金繰りの都合や、単に業績目標値に達しない、あるいは利益調整などの理由で行う給与の減額は、業績悪化事由に該当せず、減額前後の差額は損金として認められません。

**役員給与の減額を検討される際には、当事務所へご相談ください。（所定の手続きが必要です！）**

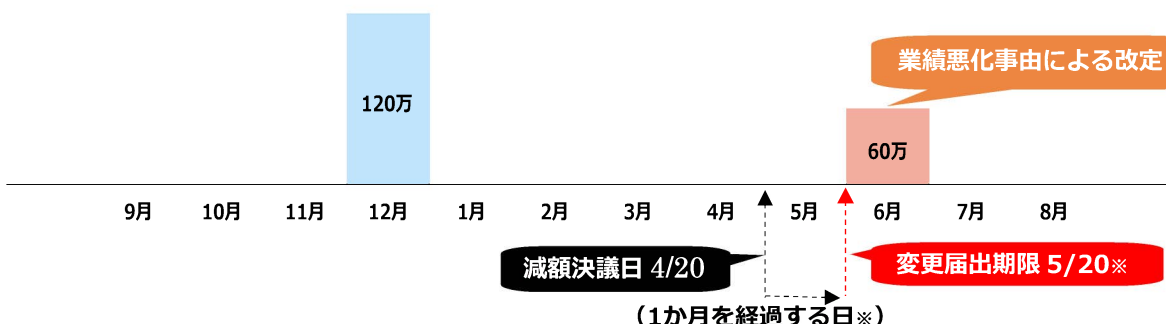
### ケース 1. 定期同額給与の減額を期中で行う場合

8月決算法人が、業績悪化事由により、5月支給分の役員給与から120万円を80万円へ減額



### ケース 2. 事前確定届出給与の減額を期中で行う場合

8月決算法人が、12月と6月に各120万円支給する役員給与を決議した届出済の事前確定届出給与について、業績悪化事由により、6月の支給額を120万円から60万円へ減額（減額決議日：4月20日）



(※) 決議日 (4/20) の翌日 (4/21) が起算日となり、翌月における起算日に応答する日 (5/21) の前日 (5/20) が「1 か月を経過する日」となります。

# 令和2年1月20日より開始！法人設立ワンストップサービス

令和2年1月20日から、マイナポータルにおいて法人設立ワンストップサービスが開始されています。

## ◆マイナポータルとは

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。平成29年11月から本格運用が開始されており、徐々にサービスが拡充されてきています。

マイナポータルでは、行政機関等から配信されるお知らせの受信、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済、行政機関等が保有する自分の個人情報の検索や確認、子育てや介護をはじめとする行政手続などがワンストップでできます。（印鑑証明・住民票等も、コンビニで取得することができます。）

## ◆法人設立ワンストップサービス

本年1月20日からマイナポータル上で開始された法人設立ワンストップサービスは、法人設立登記後に関する手続をオンラインでまとめて行うことができるサービスです。現在利用できる手続は、①国税に関するもの（税務署に提出するもの）、②地方税に関するもの（都道府県・市町村に提出するもの）、③健康保険・厚生年金に関するもの（年金事務所に提出するもの）、④労働保険に関するもの（労働基準監督署に提出するもの）、⑤雇用保険に関するもの（ハローワークに提出するもの）です。定款認証や法人設立登記申請の手続は、令和3年2月からサービス開始予定となっています。

## ◆ご留意いただきたい点

今まで紙の書類で作成して提出していたものがオンラインで提出することができるようになり、利便性は格段に向上しました。

だからといって、専門家に相談する必要がなくなったということではありません。

例えば、消費税の届出の場合、どのような届出をすべきかは、具体的な事業計画の数字や資産の購入予定を基にシミュレーションを行う必要があります。

このような事前検討をしていない状況では、最善の判断を行うことはできませんし、判断を誤り、後で思わぬ消費税の負担が生じてしまうこともあります。

各手続には、司法書士・税理士・社会保険労務士といった専門家のアドバイスが必要であることは、今までと変わりません。





# 老人ホーム入居一時金の贈与

## ◆夫婦間での生活費のやり取りと税金

贈与税の非課税規定において、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは非課税とする」と定められています。

夫婦間での生活費のやり取りは、当たり前税金など意識せずに行っております。

## ◆不動産や多額の資金の移動の原則と特例

扶養義務を果たすためとはいえ、生活費はその都度負担が原則で、多額の金銭を子供名義の預金に一括で振り込むとかの現金の移動は、課税贈与行為と通達されています。生活用不動産の共有化も、非課税の範囲を超える贈与行為となります。

とはいえ、世の中の変化に対応して税制も、居住用不動産又はその取得資金の配偶者間贈与、教育資金、結婚・子育て資金、住宅取得資金の直系尊属からの一括贈与、を可能にするような特例措置が講じられてきています。

## ◆老人ホーム入居金は不動産的で一括だが

高齢化社会になり、老人ホームへ入居する際の入居金の一時払いを扶養義務者が負担する、という場合はどうでしょうか。

終身居住権を確保するためなので、性格は不動産の取得性を帯び、月々償却費消されていく前払金的性格を有し、元本の提供に近いような性格を有するものの、通常的生活を維持するための生活保持義務の履行でもあり、贈与税課税は、はばかられそうです。

老人ホーム入居資金提供扶養義務者の死亡時に、一時払い入居金の未償却部分が算定し得る、としてなされた相続税の更正処分は、審判所の裁決で課税否認とされている事例があります。

## ◆課税とされた事例もあるが

ネットで検索しただけで、有料老人ホームへの入居一時金が数億円というものの存在も確認されます。

老人ホーム入居一時金が1.3億円という事例では、3年内贈与に該当するとして、贈与課税されて、最高裁まで争っていますが、納税者敗訴となっています。

生活維持費は各人各様なので、単純に金額水準だけで、可否判定はしにくいし、入居一時金支払時の贈与というのも担税力や課税実務の実態にそぐわないし、資金支払者死亡時の未償却金の認定も計算上の数字に過ぎず、小規模宅地特例や居住不動産贈与の配偶者非課税特例とのバランスも考慮されるべき、と思われます。

参考文献： ■My Komon ■ゆりかご倶楽部



## 5月開催セミナー延期のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、5月に開催を予定していましたが次のセミナーについて、延期の対応を取らせて頂くこととなりましたので、ご了承ください。

- ・5月12日(火) 第2回「家族を幸せにする相続セミナー」
- ・5月13日(水) 第257回「広島 観・明日会」
- ・5月14日(木) 第1回「経理 実務講座」

また、6月以降のセミナーにつきましても、状況によって、延期とさせて頂く場合がございます。詳細につきましては、弊社ウェブサイトにてお知らせいたします。

## あしがき

この度、第2業務部に配属になりました、上内(うえうち)と申します。趣味は読書と映画鑑賞です。もし、おすすめの本や映画がありましたら声をかけていただくと嬉しいです。今年の3月に高校を卒業し、入社から約1ヶ月が経ちました。まだ慣れないことや緊張もありますが、日々新しいことに挑戦しながら楽しく仕事をしていけたらと思います。至らない点も多々あるとは思いますが、精一杯頑張りますので宜しくご指導くださいますようお願いいたします。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島  
動画による  
ニュース解説配信中!

